

第180回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時：令和8年6月26日（金）午後2時から午後3時20分まで

2 場 所：ホテルプラザ菜の花 4階 楨1

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員

渡辺委員、石川委員、吉岡委員、朝倉委員（書面）、

岡山委員、山崎委員（書面）、依光委員（書面）

<事務局>

商工労働部経営支援課

4 開 会：

（1）成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

（2）県行政組織条例第32条第1項の規定により、渡辺会長が議長となった。

（3）議事録署名人選出（議長が岡山委員と吉岡委員の2名を指名した。）

（4）審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、鎌ヶ谷市の（仮称）新鎌ヶ谷駅前計画（商業棟）、柏市のガリバー柏店の新設案件2件となっております。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5 議 事：

議題（1）：届出に対する県意見の審議について

【審議案件1 （仮称）新鎌ヶ谷駅前計画（商業棟）（鎌ヶ谷市）】

<渡辺会長>

では最初に、審議案件1の「（仮称）新鎌ヶ谷駅前計画（商業棟）」に係る「京成電鉄株式会社」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたらお願いします。

<岡山委員>

防災・防犯対策の協力について、防犯対策に従業員等が店内及び敷地周辺を巡回し、防犯に努めるとありますが、従業員とは、テナントに入る小売業者の従業員なのか、それともビルを管理する企業の従業員のどちらなのでしょう。

<事務局>

建物設置者に確認いたします。

<渡辺会長>

申請者から想像すると、ビルを管理する企業の従業員と読めますし、出店者も決まっていないようですね。ご確認お願いいたします。

駐車場は有料の予定でしょうか、それとも無料でしょうか。

<事務局>

駐車場料金の徴収は有りとして届出されています。

<吉岡委員>

資料の中で案内看板を設置して来店客に退場経路を周知する、新聞折込チラシに案内経路図を掲載するとありますが、どこまでのレベルで経路を示されるかは分かりますでしょうか。資料中にある来退店経路図はかなり細かく広い範囲の経路を示されていますが、その確認はされていますでしょうか。

<事務局>

建物設置者に確認いたします。

<渡辺会長>

個人でこの来退店経路図を見せられても分からないと思います。左折入庫、左折出庫とこっちは進んではいけないしか伝わらないかと思います。

ほかに意見はありますか。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。
それでは、交通について、吉岡委員から意見ををお願いします。

<吉岡委員>

誘導経路について、東西南北の方面別に示されていますが、西側に行く際はまず南側に向かって No.2 交差点の先を U ターンし西側へ向かうのですが、No.2 交差点は交通量が多いですし、さらに、中学校の前で歩行者や自転車等が多いところを U ターンすることになりますので、例えば、搬入車両等、事業者の方にはもう少し北側から広域的に迂回して西方面に向かうように促すことも考えられるのではないかと思います。また、計画地周辺が駅前ですし、住宅地が多いところですので、速度を落とすよう注意喚起が必要だと思しますので可能な限り実施していただきたいです。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、岡山委員から意見ををお願いします。

<岡山委員>

廃棄物及びリサイクルについて、現時点において、小売業者が未定ですが、法令への対応から推察するに、スーパー、コンビニ、飲食店等食品関係の事業者が入ると思いますので、食品関連事業者においては、食品リサイクル法に基づいて正しく食品廃棄物を分別し、できる限りリサイクルをしていただきたいと思います。また、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法について書かれていますので、家電量販店が入りますならリチウムイオン電池が内蔵されている小型家電の引き取りも行っていただけるとよいと思います。加えて、防犯について、先ほどの質問に関連して各店舗の従業員が行うとすると他店舗を見回りが難しいと思います。駅前にありますし、午前0時まで営業するとのことですので、高校生等が屯することが懸念されます。適切に声掛けをするような防犯体制にしてほしいです。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

山崎委員からは県意見なしとする事務局案への意見はありませんでした。なお、設置者に対する助言等として、「緑地について、この建物に訪れる人に対して見える場所、楽しめる工夫をしてください。」との助言をいただいております。

<渡辺会長>

依光委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

依光委員からは県意見なしとする事務局案への意見はありませんでした。なお、設置者に対する助言等として、「計画地周辺、南西の初富本町には、住宅街も広がり、一方通行の細い路地もあるようです。半径 1 キロ周辺に小中学校 5 校、老人ホームや病院など、駅を利用する以外でも多くの人の動線が重なる地域と考えます。また、住宅街の中の幅の狭い生活道路と思いますので、車はもとより、自転車で駅を利用する人も多いのではないかと思います。店舗がオープンすると、一層自転車で来訪する人も増えることと考えます。自転車の人身事故、駐輪問題などにも十分配慮し、来店者や駅利用者に注意喚起をおこなっていただきたいと思います。」との助言をいただいております。

<渡辺会長>

その他、委員の皆様御意見ありますでしょうか。

<渡辺会長>

各委員からの設置者に対する助言については、事務局から伝えるということにさせていただきます。

経路については、交通管理者との協議の結果ということでしょうか。

<事務局>

ご認識のとおり、交通管理者と協議をした結果となっております。

<渡辺会長>

それでは、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件2 ガリバー柏店（柏市）】

<渡辺会長>

続いて、審議案件2の「ガリバー柏店」に係る「株式会社キャピタルA」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。それでは、交通について、吉岡委員の意見をお願いします。

<吉岡委員>

交通に関して特段大きな問題はないと思います。出口について、店舗から出る車両は左折するとのことですが、ここは左折するように案内をするということによろしいでしょうか。南東方面の道路が特に狭い状況ではないですが、そのような検討があってもよいのではないかと思います。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにあ

りませんでした。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、岡山委員から意見ををお願いします。

<岡山委員>

特段、意見はございません。助言として、当小売業者は環境に熱心に取り組んでいるということでPRされている企業ですので、資料に書かれているように各店舗で出てくる廃棄物についても適切に取組を進めていただけたらと思います。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

山崎委員からは県意見無しとする事務局案への意見及び設置者への助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

依光委員からの書面意見ををお願いします。

<事務局>

依光委員からは県意見無しとする事務局案への意見はありませんでした。なお、設置者に対する助言等として、「店舗の敷地に入る入口が、柏中通りを北上した際に、左に二股に分岐した先、北側の交差点から20メートル手前で右折して侵入することになります。分岐の道路と交差点の距離が近いため、交通量によっては右折の車が分岐から柏中通りに入る際に渋滞するなど、運転には注意がいるように思います。入店する際は、柏中通りを南下し左折侵入を優先にしたほうが良いかと思います。また、カラオケ店の店舗の入り口と荷物等の運搬経路が被っている部分もあるかと思います。カラオケ店の来店者にも十分に配慮した動線をご検討ください。排ガスや、メンテナンスなどで発生する有害物質の処理を、適切におこなっていただきたいと思います。」との助言をいただいております。

<渡辺会長>

その他、委員の皆様御意見ありますでしょうか。

併設のカラオケ店は今回の審議の申請対象にはなっていないのでしょうか。

<事務局>

カラオケ店は小売業者ではないので対象ではないです。

<渡辺会長>

今回の当該店舗とカラオケは一つの建物でしょうか。一体化されていると併設施設として扱われるのでしょうか。

<事務局>

ガリバーとカラオケ店は入口が異なりますが、一つの建物に入っています。

併設施設についても、駐車場等は共用ですので、小売業者と同じ様に注意していただくことになっています。併設施設からの騒音等については、別途併設施設に係る法律によって規制することになっています。大規模小売店舗立地法では、あくまでも小売店舗部分に重点をおいて審査を行っています。

<渡辺会長>

それぞれの規制の法律があると思いますので準拠してほしいと思います。廃棄物としての取扱いと同じなのでしょうか。また、自動車販売は駐車場の特例はあるのですか。

<事務局>

今回の店舗は、別途確保することになっております。

販売用車両設置部分が全て店舗面積に該当するため、指針に基づく必要台数を確保すると来客に対して必要以上の駐車場が必要になってしまうため、今回は既存類似店舗の実績に基づき駐車台数を算出しています。

<渡辺会長>

自動車販売店について指針の中に規定があり、従っているということですか。

<事務局>

指針の中に既存類似店舗による算出ができるケースの例がありそこに自動車販売店の記載があります。

<渡辺会長>

それでは、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

各委員からの設置者に対する助言については、事務局から伝えるということにさせていただきます。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

議題（２）：届出に対する県意見の報告等について

配付資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第１８１回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程について説明した。

６ 閉 会：午後３時２０分閉会